

安全衛生推進者養成講習のご案内

労働災害の防止と労働者の健康確保のためには、安全衛生管理体制の整備が重要です。労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の業種では、安全衛生推進者の選任が義務付けられています。

つきましては、「安全衛生推進者養成講習」を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日時及び会場

日 時		会 場
12月10日(水)	9:00～16:00	青森総合流通団地共同会館 (青森市野木野尻 37-498)
12月11日(木)	9:00～15:00	

(遅刻、欠席等で受講時間が不足すると修了できません。)

2. 費用(税込): 12,430円 (受講料11,000円、テキスト代 1,430円)

3. 申込方法: 電話等でご予約の上、2週間以内に以下の手続きをお願いします。

①申込書の提出 (FAX、郵送、メール等)

②費用の支払い (銀行振込、現金書留、窓口支払)

・銀行振込希望の方には、ご予約時に当協会HP上で振込先をご案内します。

※受講当日の会場でのお支払いはできません。

4. 締 切 : 令和7年11月28日(金)

5. そ の 他 ・ 申込書と受講費用を確認後、領収書付きの受講票を発行します。

※受講票等は原則メールでの送付です。アドレスの記入にご協力ください。

・2週間を過ぎた受講予約は取り消す場合があります。

・キャンセルは土・日・祝日を除く講習開始3日前までの連絡で、返金対応します。

・修了者には修了証を交付します。

◎ 安全衛生推進者の選任が必要な業種 (常時10人以上50人未満の労働者を使用)

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※上記以外の業種では衛生推進者の選任で事足りますが、安全推進者も配置することが望ましいとされています。

(労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

申込み、問合せ先

一般社団法人 青森地区労働基準協会

〒030-0811 青森市青柳2-2-6

MAIL kousyuu@aorouki.com

HP <https://aorouki.com>

TEL 017(723)1755

FAX 017(723)5741



受 講 申 込 書 (該当する講習 1 つに○を付けてください。)

	小型移動式クレーン運転技能講習		玉掛け技能講習
	フォークリフト運転技能講習 (一般)		ボイラー取扱技能講習
	フォークリフト運転技能講習 (大特)		安全衛生推進者養成講習

※ 氏名、住所等は省略せず、楷書でご記入ください。

※ ボールペン又は水性ペンをご使用ください。(鉛筆は不可)

※ 旧姓氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。

(戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)

(協会記入欄)

No	区分	A・B・D・E・大・普		申込	現・書・振		送付先	自宅・事業	
	入金	/	写真		添付		テキスト		係
ふりがな 氏名								性別	
								男・女	
	☐ 旧姓氏名等の併記を希望する [旧姓氏名:]								
生年月日	昭和・平成 年 月 日生								
住所	(〒 -)								
事業所名 及び 所在地	(〒 -)								
連絡先	自宅・事業所 (- -)								
メールアドレス	@								
領収書宛名	☐ 事業所名 ☐ 受講者氏名 ☐ その他 ()								

年 月 日

受講者氏名 (自署)

一般社団法人 青森地区労働基準協会 殿

証明書等貼付欄	玉掛け補助作業の実務経験証明欄 (玉掛け区分D, E用)	
	期 間	年 月 ~ 年 月 (年 カ月)
	クレーンの種類	天井クレーン・橋型クレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン・その他 ()
	荷 の 種 類	鋼材・木材・コンクリート・その他 ()
	作 業 内 容	
	受講者が上記の通り玉掛け補助作業の業務に従事したことを証明します。 事業所名 代表者名	

必要事項を記入の上、受講料、必要書類を添えてお申込み下さい。

※ 各講習により、写真、添付書類等が必要です。

【個人情報について】
ご記入いただいた個人情報につきましては、講習実施の目的以外に使用することはありません。

お問い合わせ先 一般社団法人 青森地区労働基準協会

Tel017-723-1755 Fax017-723-5741